

食堂パス利用細則

第 1 条(目的)

本細則は、キャンパスペイプリペイド利用規則及び CP プリペイド利用細則にもとづき、静岡大学生協同組合(以下、「生協」という)が提供する本条 2 項の機能(食堂パス)の利用に関する事項を定めたものである。

2 生協は IC 学生証又は IC 組合員証(以下 CP カードという)で、生協が指定した利用期間及び指定した 1 日当たりの利用限度額の範囲内で、生協が指定する食堂等の店舗(以下「指定食堂」という)で IC カード対応機器の認証で食事等を利用すること(以下、「食堂パス」といいます。)を可能とする。

3 生協の組合員は、食堂パス利用期間に対応する生協が指定した金額を現金を添え、もしくは生協が指定する金融機関口座への払込をもって申請することにより、生協が指定する日から、IC 学生証、又は CP カードによる食堂パスが利用できる。食堂パスを利用する組合員を食堂パス会員という。

4 食堂パスを利用できる指定食堂等については、別途定め、利用申し込み案内等で食堂パス会員に明示する。

第 2 条(食堂パス利用の期間・1 日あたり利用限度額・利用可能商品等)

生協は、食堂パス利用の期間、1 日あたり利用限度額及び食堂パスで利用できる食事等商品の範囲を定め、これを食堂パス会員に通知するものとする。

2 食堂パスは本人利用限定で、他人の分の購入や他人への貸与等はできないものとし、食堂パス会員は、これに反した場合、生協で食堂パスの利用停止措置ができることをあらかじめ承諾するものとする。

3 食堂パス申し込みにかかる入金額に対する利息は、利用の有無、入金期間を問わず無利息とする。

第 3 条(食堂パスが利用できない場合)

食堂パス会員は、第 2 条に定める事項以外に加え、次の場合には食堂パスが利用できないことをあらかじめ承諾するものとする。

- 一. 生協から脱退し、生協の組合員でなくなった場合
- 二. カードの紛失、汚損等により、食堂パスの読み取りが不可能な場合
- 三. 指定食堂の端末機が停電、故障等のやむを得ない事情により利用できない場合
- 四. 本利用細則から著しく逸脱した行為を行い、利用を一時的に停止されている場合
- 五. 不可抗力(天災、暴動、流行病、政府・自治体および大学の命令)などのやむを得ない事情により計画外に食堂店舗を閉店した場合

六. その他食堂パス会員の事情により、カードを所持していない場合

第4条(食堂パスの紛失・汚損等)

食堂パス会員は、IC 学生証・CP カードの紛失、盗難、汚損・読み取り不能、その他組合員証の再発行を必要とする場合には、IC 学生証は静岡大学が、CP カードは生協が定める規定に従い、IC 学生証、CP カードの再発行を受けるものとする。

2 食堂パス利用期間内である場合、生協は食堂パス会員に対して再発行された IC 学生証又は CP カードに食堂パス機能を設定するものとする。

第5条(食堂パス利用時の返品および返金)

食堂パスで購入した食事等の商品についての返品、返金は、レジ操作ミスなど生協の過失による場合の他は受け付けない。

第6条(食堂パス期間中の解約および返金)

生協がやむを得ない事情と判断した場合に限り食堂パス会員が、食堂パス利用期間中において解約することができる。

2 食堂パス会員が食堂パス期間中において解約をする場合は、生協は食堂パス会員から生協所定の手続きによる申し出を受けて、食堂パス未執行代金を返金する。

3 解約による未執行代金とは、食堂パス購入価格から、実際に利用した金額を控除した金額とする。マイナスとなった場合は、返金はないものとする。

4 解約は食堂パス会員が学生の場合は保護者の同意が必要とする。また、返金は生協が指定した方法で行い、その際に発生する手数料がある場合は食堂パス会員が負担する。

第7条(食堂パス利用期間終了後の未執行代金返金)

食堂パスの利用期間が終了した時点で食堂パス利用累計額が食堂パス購入価格に満たない場合、その差額を返金する。

2 返金は生協が定めた方法で行い、その際に発生する手数料がある場合は食堂パス会員が負担する。

第8条(改廃)

本規則の改廃は生協理事会が行い、食堂パス会員に通知する。

第9条(施行)

本規則は 2017 年 10 月食堂パス運用開始日から施行する。